

島根県公立学校非常勤講師募集要項

平成30年10月4日
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、県立高校非常勤講師を以下のとおり募集します。

1 募集人数 非常勤講師 1名

2 勤務地
島根県立江津工業高等学校

[任用期間：平成30年10月15日～平成31年3月31日の間で県が命じた期間]

3 勤務内容 江津工業高校において地歴・公民の授業を担当します。

4 出願資格 以下のすべてに該当する者が出願できます。
○地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
○高等学校教諭普通免許状（社会または地理歴史・公民）所有者
○一般的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる者
※選考において教育職員経験者（臨時的任用を含む）を考慮します。

5 出願手続

(1) 出願期間
随 時

(2) 出願書類

次の①及び②の書類を下記提出先まで郵送（簡易書留）または持参ください。なお、封筒の表に「非常勤講師出願書類在中」と朱書してください。

- ① 履歴書（上半身を撮影した写真を貼付）
- ② 志願票（本要項最終項に掲載）

< 出願書類提出先 >

〒690-8502 島根県松江市殿町1 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6308

※履歴書は、市販（JIS規格）のもの又は島根県教育委員会のトップページから学校企画課のホームページに入ってください、「臨時的任用教員等採用志願票（様式2）」をダウンロードして使用のこと。

◇「臨時的任用教員等採用志願票（様式2）」のダウンロード先

<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/koushirec.html>

※必ず教員免許状の種類・教科等を記入すること。

※既に島根県教育委員会に講師登録済みの者は、新たに志願する必要はありません。

6 勤務条件

(1) 給 与

- 報酬は、1時間当たり2,710円を支給します(昇給はありません)。また、通勤手当相当額は、取扱要綱に基づき支給します。
- 退職手当は支給しません。
- 災害補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ任用期間が31日以上の場合は雇用保険法を適用します。
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ任用期間が2ヶ月を超える場合は健康保険、厚生年金保険を適用します。

(2) 勤務時間

- 週当たり6時間程度

(3) 休 日

- 日曜日及び土曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する祝日
- 12月29日から翌年の1月3日まで(前項の日を除く)

(4) 休 暇

- 有給休暇…雇入れの日から起算して6ヶ月継続勤務した後に上限を10日として週当たりの勤務日数により付与されます。
- その他の休暇…産前産後休暇、育児時間、生理休暇など

7 選考方法

- 書類選考の上、必要に応じて面接審査により行う。
- ※書類選考の結果、面接の期日・場所等を通知します。

8 その他

- 選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

9 出願書類提出先・問い合わせ先

〒690-8502

島根県松江市殿町1 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6608

島根県公立学校非常勤講師志願票

記入日 平成 年 月 日

ふりがな		
志願者氏名	(姓)	(名)
現住所	〒	
連絡先 (携帯電話等)		
所有教員免許状 (取得見込を含む) ※所有するもの全て記入 有効期間満了日又は修了確認期限	平成	年 月 日
備考 (連絡事項)		